

最高裁秘書第3613号

令和3年11月29日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和3年11月22日に答申（令和3年度（最情）答申第32号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第16号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和3年6月7日（令和3年度（最情）諮詢第16号）

答申日：令和3年11月22日（令和3年度（最情）答申第32号）

件名：司法修習生相談窓口が知った司法修習生の非違行為を司法研修所事務局に連絡する判断基準が書いてある文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「司法修習生相談窓口が、相談してきた司法修習生の非違行為を知った場合、司法研修所事務局に非違行為を連絡するかどうかの判断基準が書いてある文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年4月28日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないかどうか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

1 本件開示申出については、「司法修習生が司法修習生相談窓口に相談してきたことで、同窓口の担当者が司法修習生の非違行為を知った場合において、司法研修所事務局に非違行為を連絡するかどうかの判断基準が書いてある文書の最新版」と整理した。

なお、司法研修所事務局とは、司法研修所の事務局長（司法研修所規則第3条第3号）、事務局次長（同条第4号）、総務課、経理課、企画第一課及び企

画第二課（司法研修所事務局分課規程第1条）を指すものと考えられる。

2 本件開示申出に係る文書の作成を義務付ける規範はない。また、司法修習生からの相談によって司法修習生の非違行為を把握した場合において、司法修習生相談窓口の担当者は、その内容等により、個別の案件ごとに対応することで、当該事務の遂行に何ら支障はなく、本件開示申出に係る文書を作成する必要性があると考えていないため、これを作成していない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年6月7日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年10月22日 審議
- ④ 同年11月16日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件開示申出について、「司法修習生が司法修習生相談窓口に相談してきたことで、同窓口の担当者が司法修習生の非違行為を知った場合において、司法研修所事務局に非違行為を連絡するかどうかの判断基準が書いてある文書の最新版」と整理したことであるが、本件開示申出書の記載を踏まえれば、本件開示申出について上記のとおり整理したことは合理的である。

当委員会庶務を通じて確認した結果によれば、司法修習生相談窓口は、司法修習生が各種ハラスメントや対人関係に関する問題など、誰に相談をしてよいかわからない悩みごとを抱えている場合に、これに応じる相談窓口として開設されていることが認められる。上記確認結果も踏まえれば、司法修習生の相談内容は様々な内容が含まれ、かつ、相談内容に含まれ得る相談者本人又は他の司法修習生による非違行為の態様及び対処の方法も様々であると考えられるから、司法修習生相談窓口の担当者が非違行為を知った場合の対応についてあら

かじめ基準として定めることは、その事柄の性格上なじまないといえる。したがって、司法修習生からの相談によって司法修習生の非違行為を把握した場合において、司法修習生相談窓口の担当者は、その内容等により、個別の案件ごとに対応することで、当該事務の遂行に何ら支障はないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

よって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

委 員 長 戸 雅 子